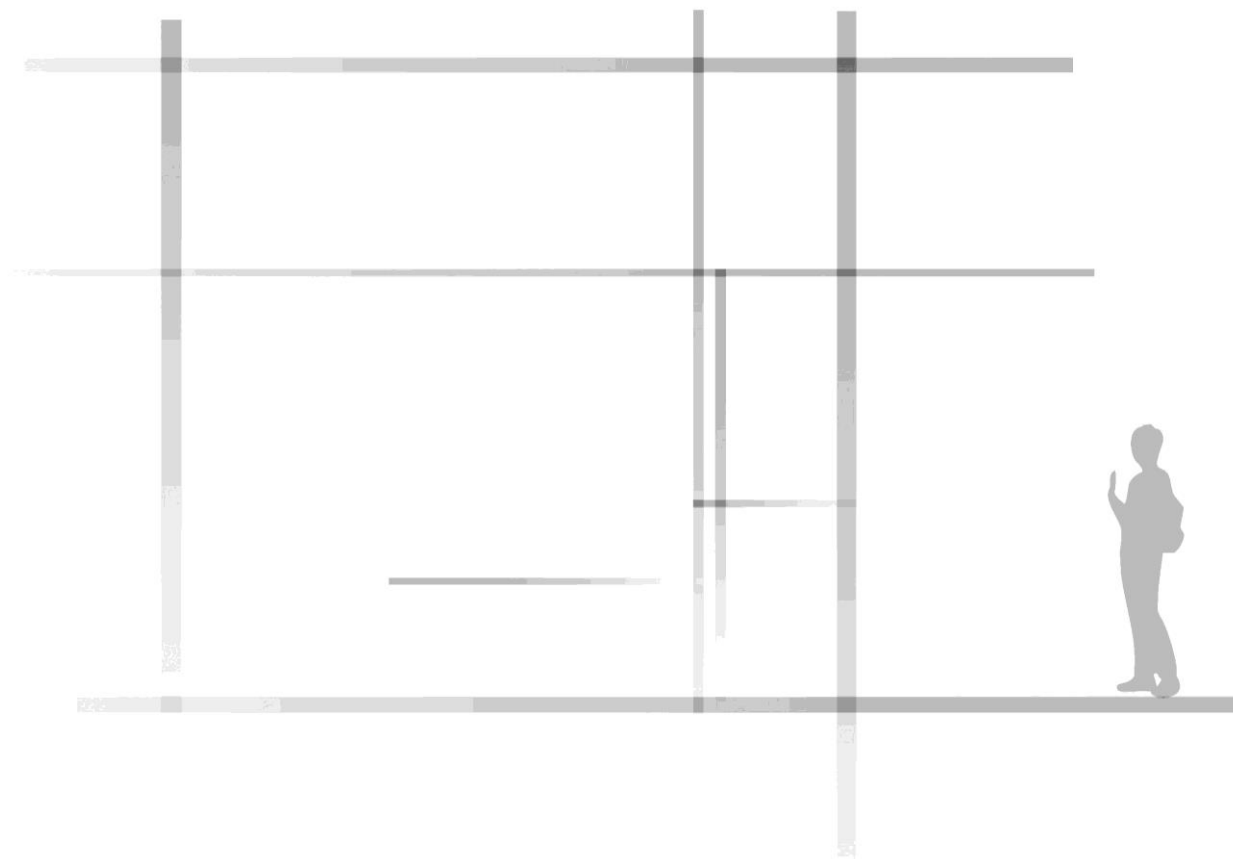
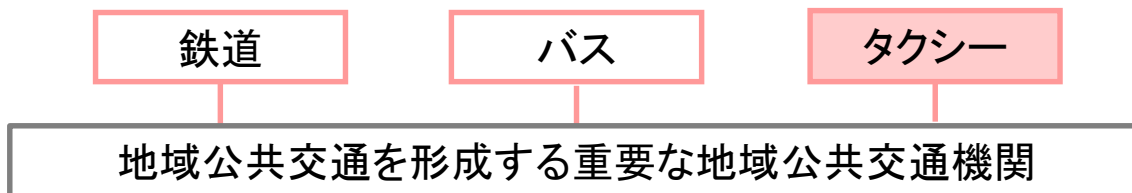


# タクシー駐停車マナー向上に向けた 平成25年度の取組について



# タクシーの適正化及び活性化の意義及び目標

- 京都市域交通圏におけるタクシーの位置付けは・・・



- タクシーの適正化及び活性化の本来の意義及び目標は・・・

## 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義及び目標に関する事項

### 1 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義

- タクシーは鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関。
- しかし、タクシー事業を巡っては、長期的な需要の低迷や車両数の増加などの影響により、地域によっては収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が発生し、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況。
- 地域社会におけるタクシーの役割の重要性に鑑みれば、問題の発生している地域において、関係者が連携協力を図りつつ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするための取組を推進することは、極めて大きな意義がある。

### 2 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の目標

- 特定地域において生じている以下の諸問題の解決を図り、各地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにしていくことを目標とする。
  - ①タクシー事業の収益基盤の悪化
  - ②タクシー運転者の労働条件の悪化
  - ③違法・不適切な事業運営の横行
  - ④道路混雑等の交通問題、環境問題、都市問題
  - ⑤利用者サービスが不十分

出典:「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針について」(概要)  
(平成21年10月 国土交通省)

# 四条通におけるタクシーの駐停車状況

- 四条通におけるタクシーマナーは・・・

## 現状の四条通のタクシー駐停車状況

- ・当初と比べると駐停車状況は改善
- ・一方で、所定の場所以外での違法な客待ちは依然として散見される。



## 交通の観点から達成できていない適正化及び活性化の目標

- ・違法・不適切な事業運営の横行
- ・道路混雑等の交通問題, 環境問題, 都市問題



タクシーが『地域公共交通としての機能を十分に発揮できている』といえるのか・・・

# タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

## 負のスパイラル

「利用者」マナーの低下

利用者が交差点などで乗降するようになると、タクシーもそこで日常的に客待ちをしてしまう。その結果、ますます利用者は交差点でタクシー待ちをしてしまう。

「乗務員」マナーの低下

どのように現状の改善を図っていくか・・・

## タクシー駐停車マナー向上マネジメント

利用者に対する取組

事業者、業界に対する取組  
乗務員個人に対する取組

「利用者」マナーの改善

「乗務員」マナーの改善

負のスパイラルから脱却！

# 平成25年度の取組内容

## 事業者、業界への取組

- ・幹部（運行管理者等）に対するマナー向上の働きかけ（アンケート結果のフィードバック）
- ・街頭指導の継続的な実施

## 乗務員個人への取組

- ・アンケート結果のフィードバック 及び  
駐停車マナー向上に向けたアンケートの実施
- ・四条通の整備及び歩いて楽しいまちなかゾーンの取組を踏まえたマナー向上促進

## タクシー利用者への取組

- ・乗降マナー向上に向けた啓発

# 平成25年度の取組内容（実施項目①：アンケート調査の実施）

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査目的    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成24年度に実施したアンケート結果のフィードバック</li><li>・ 平成24年度からの行動変化の把握</li><li>・ 具体的なマナー向上策の意見把握<br/>（例：利用者マナーの向上，賞罰制度の導入 等）</li></ul>                                                                                                                    |
| 調査対象と方法 | <p>昨年度と同様</p> <hr/> <p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 京都市域交通圏（京都府の京都市以南地域）のタクシー乗務員</li></ul> <p>&lt;方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 京都タクシー業務センターから各タクシー会社・個人タクシー組合を通じて乗務員へ配布</li><li>・ 各タクシー会社・個人タクシー組合で回収し，京都タクシー業務センターへ返送</li></ul> |
| スケジュール  | 平成25年10月～12月                                                                                                                                                                                                                                                                     |

# 平成25年度の取組内容（実施項目①：アンケート調査の実施）

## ◆ アンケート調査票（案）

### （1）回答者の属性

- ・年齢，乗務員歴
- ・昨年度アンケートへの協力有無ならびにその後の意識変化

### （2）四条通での駐停車について

- ・四条通での活動状況（タクシー乗り場以外での駐停車，客待ち状況など）

### （3）四条通での駐停車に対する意識について

- ・違法な駐停車や客待ちに対する意識
- ・四条通整備後の違法な駐停車や客待ちに対する意識
- ・行動変化の意向

### （4）タクシーの役割などについて

- ・タクシーの役割，公共交通としての責任
- ・市域全体についての行動変化の意向

# 平成25年度の取組内容（実施項目①：アンケート調査の実施）

## ◆ アンケート調査票（案）

### （5）歩いて楽しいまちなかゾーンの取組について

- ・細街路の通行状況
- ・細街路の通行に対する意識
- ・行動変化の意向

### （6）自由記述

- ・具体的なマナー向上策

（例：奨励制度、賞罰制度の導入、ハード整備も含め中長期的に取り組むべき事項等）



# 平成25年度の実施内容（実施項目①：アンケート調査の実施）

## ◆ 動機付け冊子

(1) タクシーのマナー遵守をPR

(2) 四条通での違法な客待ちに対する抑止情報

(3) 四条通の駐停車禁止場所等の周知

(4) 四条通の整備及び歩いて楽しいまちなかゾーンの実施の周知

(5) 昨年度のアンケート結果の報告

## 平成25年度の取組内容（実施項目②：乗降マナー向上に向けた利用者啓発）

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施目的 | タクシー利用者が交差点内などの駐停車禁止場所でタクシーの乗降を求めることで、乗務員が応じざるを得ない実情を踏まえ、タクシー利用者の乗降マナーを向上させることにより、タクシー乗務員の駐停車マナーの向上を図る。                                                                                                                                                                                                                        |
| 内容案  | <ul style="list-style-type: none"><li>① タクシー車内への掲示による啓発<ul style="list-style-type: none"><li>・ポケットティッシュ等啓発物品の配布</li></ul></li><li>② 歩行者への啓発<ul style="list-style-type: none"><li>・横断幕の設置</li><li>・商店街の放送による利用者啓発</li></ul></li><li>③ 広報媒体を活用した啓発<ul style="list-style-type: none"><li>・市民しんぶん、京なか歩くを活用した啓発</li></ul></li></ul> |
| 実施時期 | 平成25年10月～12月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |